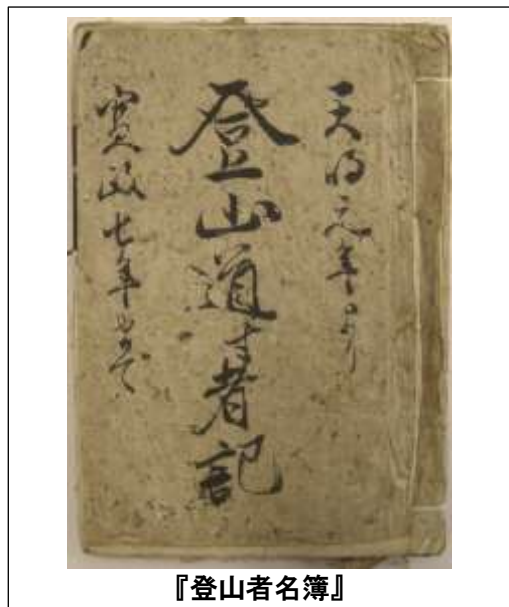


富士山には講に関係した導者・修行の僧侶・各藩の武士・御縁年時の女人・幕末から明治期の外国人など、様々な人が登山しています。須山口より登山した人々について記した 7 冊の登山者名簿が残されています。これを見ますと、安房・上総・下総・武蔵・伊豆・駿河・遠江・伊勢・志摩を中心に全国各地から登山者があったことがわかります。

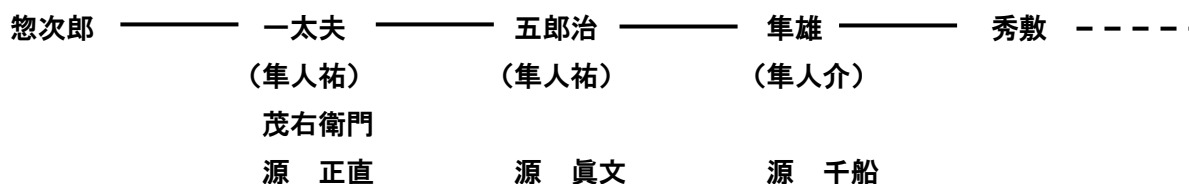


『登山者名簿』

御師渡邊家の活躍と交流

御師 12 家の中で中心的な役割を果たし、村役人としても須山村の村政に貢献したのが渡邊家でした。惣次郎・茂右衛門・五郎治と代々名主を務めました。

渡邊家系譜

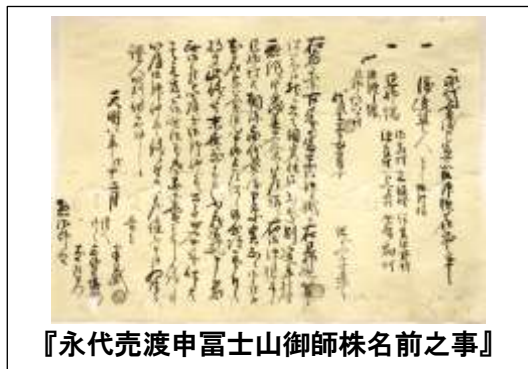


御師としての始まりは、惣次郎が御師株を購入し、その子の一太夫（茂右衛門）に相続させたことにあります。当時、御師の職及び檀家については、譲渡・売買が自由に行われていました。『永代売渡申富士山御師株名前之事』には、「天明 8 年（1788）、渡邊隼人名の御師株と旦那場 6 ヶ村を金 1 両 2 分で購入した。」ことが記載されています。惣次郎と一太夫は長年途絶えていた須山口登山道の復興や浅間神社の再興に力を注ぎ、須山口登山道再興の祖として知られています。

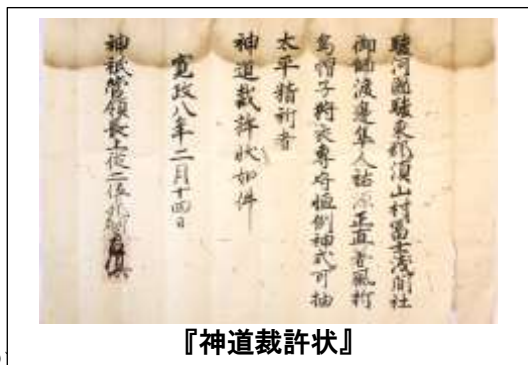
御師とは特定の神社に属し、信者のために祈禱^{きとら}を行い、参詣者を宿泊させ、案内をする人のことを言います。

須山の御師は百姓兼帯であったため、百姓名と御師名の 2 つを有していました。狩衣・風折烏帽子・浅沓の服装で御師の仕事を行うには免許が必要でした。須山村の神主・御師は京都の吉田家から許状を受け、その支配下にありました。吉田家は、卜部^{うらべ}氏の流れを汲む堂上^{どうじょう}家（四位以上の朝廷において昇殿を許された家柄）で家祖の吉田兼熙は吉田神社の社務であることに因んで家名を吉田家としました。

神祇管領^{じんぎかんりょう}長上^{ちやうじやう}の称号を自称し、全国の神社に対する支配を広げていきました。『神道裁許状』は寛政 8 年（1796）「渡邊隼人祐源正直に対し、風折烏帽子・狩衣を着し神事にあたることを」許可したものを認められています。



『永代売渡申富士山御師株名前之事』



『神道裁許状』